

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 9 月22日
【ファンド名】	東京海上・アジア中小型成長株ファンド
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長澤 和哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	0 3 - 3 2 1 2 - 8 4 2 1
【縦覧に供する場所】	該当なし

【臨時報告書の提出の理由】

追加型証券投資信託「東京海上・アジア中小型成長株ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につき、信託終了（繰上償還）に係る手続きを開始することが決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

【報告内容】

イ.信託の終了の年月日

2025年12月23日（書面決議が可決された場合、繰上償還が実施されます。）

ロ.信託の終了に係る決定に至った理由

当ファンドにつきましては、投資信託約款において、受益権の総口数が10億口を下回った場合には、書面決議の可決をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。当ファンドは2009年11月26日の設定以来、運用を行ってまいりましたが、純資産総額が著しく減少し、現在、受益権の総口数は10億口を下回っております。

当ファンドはアジア諸国・地域への分散投資を行っておりますが、ファンド運用において純資産総額の大小にかかわらず売買執行時においても1取引あたりの金額に抛らず固定費用（証券の保管にかかる費用や銀行手数料等）が発生します。そのため、純資産総額が継続的に減少する中、今後更なる残高減少があった場合に、1取引あたりの金額が小さくなる一方、これらの固定的なコストの負担率が上昇し、総経費率を押し上げパフォーマンスへの悪影響を及ぼすことが懸念されます。

また、当ファンドは、アジア諸国・地域の中小型株式に分散投資を行っており、現在80銘柄程度に投資を行っています。純資産総額の減少に伴い、1銘柄あたりの保有金額も少なくなっており、各銘柄の最低取引単位や取引コストを考慮すると当社が想定する組入比率でのポートフォリオ構築にも支障をきたす可能性がございます。

今後も当ファンドの純資産総額の大幅な増加は見込み難く、商品性の維持が困難な状況になることが懸念されております。適切な商品提供を行うための取組みを強化する中で、商品品質の観点で適切性を検証し、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

ハ.法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

受益者を対象に書面決議を行うため、当ファンドの知れている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。